

第2予算審査特別委員会（第3日目）

R4.3.16（水）10：00～

第 一 委 員 会 室

開 会 9：53

委員動静報告

委 員 長

ただいまの出席委員数は8名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議題に入る前に、ここに昨日の滝川市公営住宅事業特別会計予算における佐々木委員からの質問で、予算書235ページ、住宅使用料の令和3年度滞納繰越分87万4,000円に係る世帯数について所管から報告があります。

横田課長補佐

昨日のご質問に回答させていただきたいと思います。

令和3年度分の滞納繰越分87万4,000円の根拠なのですが、予算を計上する10月末の段階では令和3年度分の滞納繰越分という確定額がございませんので、令和3年度分、4年の3月末までの調定額を想定して、そのうち1パーセントが滞納されるという見込みの中で、それに対して30パーセントの徴収をするという計算の上で87万4,000円という額を出しております。

ちなみに、令和2年度以前の額につきましては、これは確定額となっていて、これにつきましては26世帯の滞納者がおり、それに対する累計となっております。

委員長

答弁が終わりました。佐々木委員、これについて何か質疑ございますか。

（なしの声あり）

委員長

ないようですので、それでは本日の議題に入りたいと思います。

議案第2号 令和4年度滝川市国民健康保険特別会計予算

委 員 長

議案第2号 令和4年度滝川市国民健康保険特別会計予算について説明を求めます。

浦川部長

（議案第2号を説明する。）

寺嶋課長

（議案第2号の詳細を説明する。）

委 員 長

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますでしょうか。

山 本

特定健診についてお伺いをいたします。

年々特定健診は受診率が上がっているという報告が過去にもずっとなされていきますし、4年度に向けても若干の受診率向上を目指した計画ということでありますので、この受診率向上ということがやっぱりこの保険会計の安定にもつながってくることなのだろうな、市民の健康につながるのだろうなと思っておりますので、さらなる受診率向上対策について何かお考えがあればお伺いしたいのと、新たに脳ドックの受診者を若干増員して50名程度にするということで今計画されているそうでありますけれども、特定健診にはいろんな項目があるのですが、ほかに特定健診以外でできる科目を少しでも増やして、市民の健康増進を図る方策を今後とるお考えがあるのか伺います。

栗木主任主事

これまで特定健診を被保険者の皆様に受診していただくために、民間委託によるナッジ理論を活用した勧奨はがきによる通知、電話による勧奨や脳ドックの検診事業の拡大、特定健診を受けていただくため無料のがん検診をセットにしたキャンペーン事業を実施してきました。今後は、若年層である30代後半を対象に受診勧奨を実施することで早い段階から健康に関心を持っていただき、将

来の生活習慣病発症のリスクを軽減していく取組を実施していきたいと考えております。例えば20代から30代の基本健診対象者に向けた勧奨チラシの送付や40歳で初めて特定健診の無料受診が始まった方に重点を置き保健師の訪問による受診勧奨、41歳に到達される方については特定健診受診時に胃、肺、大腸がん、女性には加えて子宮がん検診、乳がん検診を併せて無料化するキャンペーンを行うなど、若年層の方を中心につなげていきたいと考えております。

2点目、令和3年度には特定健診の受診率向上のため脳ドックの費用助成を開始したほか、胃がん、肺がん、大腸がん検診の本人負担の軽減を拡大するなど、生活習慣病の予防を目的とする特定健診と併せて多くの病気の早期発見、早期治療につなげてまいりました。ほかの検査項目につきましては、国が指定するもののほか、平成25年度より腎機能検査として尿酸値、クレアチニン、平成30年度より血糖検査として空腹時血糖及び心電図検査を追加してきました。今後の検査項目の拡大につきまして滝川市の健康課題であります高血圧、脂質異常症、糖尿病などの発見につながる検査項目や人間ドックといったものが考えられますが、助成費用につきましては市の単独費用となるため、まずは脳ドック費用助成事業の効果検証を行いながら、そのほかの効果的な検査等につきましても実施の可能性を含めて検討してまいりたいと思っております。

委員長
荒 木

ほかに質疑ございますでしょうか。

介護保険特別会計でもご質問したと同じこととお聞きするのですが、国民健康保険の特別会計を支える上で基本的なことを伺いますが、この数年の滝川市役所の状況を見ると通常早期退職のほかに若手、中堅職員の離職、あるいは今相当数休職者がいらっしゃるというふうに聞いています。当然市役所組織全体の人員配置といたしますか、相当大変だろうというふうに思う上で、国民健康保険事業というのは市の単独事業ではありませんので、全く裁量がない。市が判断するものは何もないので、そんな中で今年度と次年度、ここ数年恐らく同じ状況だと思うのですが、職員の配置が同数配置されています。ここで会計年度任用職員のことはちょっと置いておきまして、正規職員の方の現状の人員配置が保険事業を支える上で最低限の人数というふうに認識してよろしいか伺います。

寺嶋課長

国保の業務につきましては被保険者の資格管理、それと保険税の賦課、保険給付、また特定健診などの保健事業の実施というふうに多岐にわたります。現在のところは、現行の職員体制で何とかやっているところなのですが、今後国におきましては保険料水準の統一、それから予防健康づくり、重症化予防の推進といったことについても方針を打ち出しておりまして、こういったことに対応するためには庁舎全体としてはこの人員体制はかなり厳しいということは理解しているのですが、国保としては今の人員、体制を維持することは必須だというふうに考えております。

浦川部長

私からも補足説明させていただきます。寺嶋課長から説明があったとおり、今の人員は最低限だと思っています。当然仕事を見直す上で効率化を図るなどして職員の負担は減らしていくのですが、今説明したとおり、新しい仕事はどんどん増えてきています。それと、もう一つ、数以外に大きな課題として、我々保険医療課をはじめとする市民生活部の多くは法令等に基づいた仕事をしていますが、スキルというのは簡単に身につくものではなく、数年は必要です。そうしたことも踏まえた人員体制、あるいは人事異動のことが今後課題になっ

ているということで、それは総務のほうにも常にこちらのほうから申し上げて
いることとございます。

荒 木 今補足で部長からご説明いただいたことは、要するに正規を減らして会計年度
任用職員の数を増やすということは、人数としては一緒かもしれませんが、そ
ういうことは法令遵守に基づくスキルというか、そういう意味において現実的
ではないというふうに確認していいですか。

浦川部長 現実問題としては、職員の数が足りなくて会計年度職員に頼っているところは
すごく大きいですが、これが持続可能かということについては、非常に
危機感を抱いています。本来職員でなければならない仕事がありますので、そ
こはやっぱり正職員を配置すべきものだと考えていますし、常に人事担当当局
との話は毎年のようにそういった話を進めているところです。

委 員 長 ほかに質疑ございますでしょうか。

(なしの声あり)

委 員 長 質疑なしと確認しました。

質疑の留保もなしと確認してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委 員 長 以上で議案第2号、関連議案第15号の質疑を終結いたします。

ここで所管入替えのため暫時休憩いたします。

休 憩 10:15

再 開 10:17

委 員 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第5号 令和4年度滝川市後期高齢者医療特別会計予算

委 員 長 議案第5号 令和4年度滝川市後期高齢者医療特別会計予算について説明を求
めます。

浦川部長 (議案第5号を説明する。)

委 員 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますでしょうか。

佐々木 330ページの歳入、後期高齢者医療保険料で、前年比から比較して3,856万3,000
円上がっていると思いますけれども、10月から2割負担になる滝川市の保険料
が増える分なのかなと思うのですが、当市では2割になる人を何人ぐらいと予
測されているのか伺います。

薦田係長 ご質問の確認ですが、新たに2割負担の対象となる人数についてということ
でよろしいでしょうか。正確な人数につきましては、8月頃に判明する予定で
すが、昨年の8月時点で、北海道の後期高齢者医療広域連合で出した推計値によ
りますと、滝川市では約1,200名が見込まれる予定となっておりますが、若干変
動はあるかとは思いますが。これにつきましては、滝川市の後期高齢者医療被保
険者全体に占める割合の大体16パーセントほどであります。参考までに全国的
な2割負担の該当者数につきましては約370万人で、全体の大体20パーセント
ということとあります。

また、医療費の関係になりますけれども、こちらにつきましては今まで1割だ
った方が2割になるということで、滝川市における療養給付費、こちらのほう
の負担は若干減るだろうと考えております。現時点で具体的な数字につきまし
ては、正直分らない部分はございますけれども、滝川市における負担分は若
干減るだろうということで推測しております。

委員 長
荒 木
薦田係長
委員 長
大橋課長補佐
委員 長
山 本
大橋課長補佐
委員 長
委員 長
委員 長

ほかに質疑ございますでしょうか。
今の佐々木委員の質問の関連なのですが、対象になる方が分かるのが8月頃ということなのですが、いつその方に伝わる予定ですか。
実際のところ8月頃にならないと分からないということでございますが、実は新年度の保険証につきましては2回交付する予定でございます。当初と同じ7月頃にまずは1度目の保険証を送付させていただく予定です。この2か月後、9月になりますけれども、このときにはもう該当者は分かっておりますので、この際に該当する方たちに周知をするということになっております。
ほかに質疑ございますでしょうか。
(何事か言う声あり)
先ほど佐々木委員のほうから保険料の関係で2割負担になることによって滝川市の保険料が増になったのかというような話がありましたが、こちらにつきましては団塊世代の方が後期高齢者に移行することによる増ということで、保険料の2割負担とは別のものということになります。
ほかに質疑ございますでしょうか。
先ほどの国保会計の質問でもしたのですけれども、健康診断、特定健診この会計の負担を少なくしてくるのかなと思います。特に僕が申し上げたいのは、後期高齢者の方というのはほぼほぼどこかの病院に通われていると思うのです。そういう方にも特定健診のご案内が行くと思うのですけれども、その特定健診票を頂いても、かかりつけ医にかかっているから特定健診は受けなくてもいいのだというような考えをお持ちの市民の方が非常に多いように見受けられます。ふだんにかかっているかかりつけ医のところより特定健診で検査する項目のほうが多いため、その辺をうまく周知して、一人でも多くの方に特定健診を受けていただいたら、かかりつけ医で分からなかった病気などが新たに見つかるということもあろうかと思うので、その辺の推奨についてどのように考えているかお伺いをしておきたいと思います。
高齢者の方も当然後期健診を受けていただきたいということで、平成30年度から全額自己負担無料ということでやっております。それから脳ドックの受診も後期高齢者の方は平成27年からやっております、そちらのほうをセット受診していただくことで健診も受けていただくというようなことでやっております。さらに、文書で受診を勧奨していただくというようなこともやっております。高齢の方になると、入院や老人ホームに入られているという方もいらっしゃるのですが、そういった方に関しては施設のほうでそういった健康管理をしていただくということで、そちらのほうは補っていただけるのかなと思います。高齢者の方は当然かかりつけ医で、いろいろな検査を受けているのですけれども、健診の内容というのは多岐にわたります。当然積極的に受診していただきたいと思っておりますので、今後につきましても積極的な受診勧奨を行っていきたいと考えております。
ほかに質疑ございますでしょうか。
(なしの声あり)
質疑の留保もなしと確認してよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)
以上で議案第5号の質疑を終結いたします。
本日まで3日間質疑を行ってきましたが、市長に対する総括質疑への留保はな

しと確認してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長

確認いたしましたので、以上で全ての質疑を終結いたします。
ここで暫時休憩したいと思います。再開は10時35分を予定しております。

休 憩 10 : 30

再 開 11 : 35

委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

討論

委員長

これより討論に入ります。
討論の順番につきましては、委員会の初日に決定しておりますとおり、会派清新、新政会、会派みどり、公明党の順となります。

最初に、会派清新、東元委員。

東 元

会派清新を代表し、第2予算審査特別委員会に付託されました議案第2号から第7号まで並びに関連議案第15号の全てを可とする立場で討論いたします。
令和2年初めから続く新型コロナウイルス感染症の影響は、社会経済のありようや人々の価値観に大きな変化をもたらしました。テレワーク、ワーケーションなど若い世代を中心に新しい働き方が生まれ、IターンやUターン、地方への移住など田園回帰による人の新しい流れも生まれてきており、ちょうどいい田舎を目指す本市にとっては千載一遇の機会であるとも考えられます。そのような情勢の中、予算編成に当たられました市理事者並びに関係職員の皆様に敬意を表するとともに、新年度に向けて新型コロナウイルス禍における諸課題に対する一層の努力をされますことをお願いいたします。

特に病院事業会計は、新型コロナ禍における厳しい経営環境にありますが、新型コロナウイルス感染症終息後を見据え、より一層の医業収益の確保、経費の節減、中堅看護師の確保など経営の安定化に向けた取組を進め、市民が安心して暮らせる取組を進められることを希望いたします。

国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計については、人口減少が止まらない中、利用者の立場に立った運営をされることを希望しつつ、会派清新の賛成討論といたします。

委員長

田 村

次に、新政会、田村委員。

私は、新政会を代表して、第2予算審査特別委員会に付託されました議案第2号から第7号まで並びに関連議案第15号を可とする立場で討論いたします。
令和4年度も新型コロナウイルスがなかなか収まらない中、市理事者並びに職員の皆さん、関係機関の皆さんの懸命の努力に敬意を表するところであります。以下、若干の意見を付して討論といたします。

国民健康保険特別会計並びに関連議案第15号。滞納繰越金、収入未済額の減少を十分に検討し、安定運営にさらなる努力を求めます。

公営住宅事業特別会計。公営住宅の指定管理システムにより担当職員の難しい対応は低減されたと思うが、入居者の苦情等の真摯な対応を心がけてほしい。
介護保険特別会計。これからも予算額が増となると思われますが、サービスの充実の推進を望みます。

後期高齢者医療特別会計。地域包括ケア等の広域的な対応に努力してほしい。

高齢者の予防医療並びに健全運営にさらなる努力をされたい。

下水道事業会計。設備の長寿命化を計画的に実施し、進めること。

病院事業会計。市内の病院及び医師会との連携を密にし、さらなる協力体制を構築すること。医師、看護師の確保と滝川市立病院経営計画による着実な健全経営計画を望みます。

以上、討論いたします。

委員長
山本

次に、会派みどり、山本委員。

会派みどりを代表し、第2予算審査特別委員会に付託されました議案第2号から第7号まで並びに議案第15号の全てを可とする立場で討論いたします。

新型コロナウイルスの影響が続くことが令和4年も予想される中、財政健全化の方向を見据えた予算編成に対して敬意を表します。以下、会計別に若干の意見を述べ、討論いたします。

国民健康保険特別会計。保険税の収納率が年々改善されているが、公平性確保のためにもさらなる改善を求めます。特定健診受診率も上昇傾向にあるが、さらなる推進と受診項目拡大に努力していただきたい。

公営住宅事業特別会計。計画に基づき建て替えも順調に進んでいるが、一年でも早期の計画完了に努力されたい。また、指定管理を行われているが、市直営時代と変わらない対応が求められており、さらなる努力を求めます。

介護保険事業特別会計、高齢化が進む中で多様な介護ニーズがあり、利用者に寄り添ったサービス展開に努めていただきたい。また、保険事業会計健全化のためには在宅介護に対する支援強化を検討していただきたい。

後期高齢者医療特別会計。高齢化が一段と進むと予想され、将来の本会計を安定的に維持するためにも特定健診が健康的な老後生活を促すことが本会計の安定運営につながるので、今まで以上に推奨願いたい。

下水道事業会計。将来の人口減少に反して施設、下水道管の老朽化が懸念され、将来に向けた計画的な更新、修繕などの対応を求めます。

病院事業会計。依然として厳しい収支状況の中、新型コロナウイルス感染症対策の空床確保交付金で一息ついているが、さらなる経営改善に努めていただきたい。

以上、会派みどりの賛成討論いたします。

委員長
副委員長

次に、公明党、堀委員。

公明党を代表して、第2予算審査特別委員会に付託されました議案第2号から第7号まで、関連議案の全てを可とする立場で討論いたします。

長期化するコロナ禍にあつて業務多忙の中、予算編成に当たられた市理事者並びに職員の皆様に心から感謝と敬意を表します。

さて、滝川市の将来を思うとき、決して明るいとは言えません。気候変動による台風、水害、いつ起こるか分からない地震などの自然災害、また人口減少、少子高齢化、基幹産業の低迷などが考えられます。どうか理事者、職員の皆様には滝川の将来を築くのは今の自分たちであるとの自覚の下に職務に努めていただきたいと思います。

以上を申し上げ、賛成討論いたします。

委員長

以上で討論を終結いたします。

討論要旨につきましては、整理して、3月24日木曜日までに事務局へ提出してください。

採決

委員長

これより

議案第2号 令和4年度滝川市国民健康保険特別会計予算
議案第3号 令和4年度滝川市公営住宅事業特別会計予算
議案第4号 令和4年度滝川市介護保険特別会計予算
議案第5号 令和4年度滝川市後期高齢者医療特別会計予算
議案第6号 令和4年度滝川市下水道事業会計予算
議案第7号 令和4年度滝川市病院事業会計予算
議案第15号 滝川市税条例の一部を改正する条例

の7件を一括採決いたします。

本案をいずれも可とすべきものと決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

委員長

異議なしと認めます。

よって、議案第2号から第7号まで及び議案第15号の計7件については、いずれも可とすべきものと決しました。

お諮りいたします。委員長報告書につきましては、正副委員長にご一任願えますでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長

そのように決定させていただきます。

以上で本委員会に付託されました事件の審査は全て終了いたしました。

挨拶

委員長

ここで副市長から発言の申出がありますので、これを許したいと思います。

副市長

委員長のほうからお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

3月14日から本日まで3日間、木下委員長、堀副委員長をはじめ各委員の皆様におかれましては、精力的にご審議をいただき、ただいま本委員会に付託されました全ての議案について可と決していただきましたことを厚く御礼を申し上げたいと思います。また、討論の際付されましたご意見につきましても令和4年度の事業執行に十分参考にさせていただければというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

また、本日の市長総括も代理出席ということでご配慮をいただきました。また、本委員会、あるいは隣の特別委員会と2つの委員会が同時で進行している中で、時間的なご配慮にも協力をいただきましたことを重ねてお礼を申し上げ、本委員会の閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

委員長

委員長退任に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

3日間にわたりまして委員の皆さんには特別会計4件、企業会計2件、関連議案1件をご審議いただきました。また、新型コロナウイルス感染症の収束がまだ見通せない状況下にあって、令和4年度も展望しづらい市政運営になるのかなと思いますが、市民生活の安定のために私たち議会も市と一体となって取り組んでまいりたいと決意を新たにしているところです。

結びに、委員長という大役に至らぬ点多かったと思いますけれども、ご協力をいただきました委員をはじめ市職員の皆様に改めて感謝申し上げ、私からのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

以上で第2予算審査特別委員会を閉会いたします。

閉 会 10:47